

平成29年度鹿児島県 クリーニング師試験問題（学科試験）

試験実施日：平成29年11月12日

指示があるまで開いてはいけません。

試験時間
10時20分～11時50分

試験科目	出題数
衛生法規	20問
公衆衛生	20問
洗たく物の処理	20問

〔受験上の注意〕

- 1 机の上の番号と受験番号を確認し、受験票を机の上に置いてください。
- 2 机の上には、鉛筆、消しゴム、時計等必要なもの以外は、置かないでください。
- 3 計算機、携帯電話等は使用できません。電源を切ってその他の荷物と一緒に机の下に置いてください。
- 4 試験開始から30分間は退出できません。30分経過してから退出される場合は、着席したまま手をあげて係員に知らせ、解答用紙が回収された後に、許可を得て静かに退出してください。
- 5 一度退出してからは、原則として再入場は認めないので注意してください。
- 6 解答用紙に受験番号及び氏名を記入し、解答は必ず解答用紙に記入してください。
- 7 試験問題は持ち帰って構いません。

【衛生法規に関する知識】

1 次の文章は、クリーニング業法について述べたものである。次の文章の（ ）の中に下記の語群から正しい語句を選び、その番号を解答欄に記入しなさい。ただし、同じ語句を複数回使用しないこと。

(5点×10問=50点)

- (1) クリーニング業法は、クリーニング業に対して、公衆衛生等の見地から必要な指導及び（ア）を行い、もってその経営を（イ）に適合させるとともに、利用者の利益の擁護を図ることを目的とする。
- (2) クリーニング業とは、（ウ）又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行なうことを含む。）を営業とすることをいう。
- (3) 営業者は、クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。）ごとに、（エ）のクリーニング師を置かなければならない。ただし、営業者がクリーニング師であつて、自ら、主として一のクリーニング所においてその業務に従事するときは、当該クリーニング所については、この限りでない。
- (4) クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の（オ）の向上を図るための研修を受けなければならない。
- (5)（カ）は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する（キ）及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。
- (6) 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして（ク）で指定する洗濯物を取扱う場合においては、その洗濯物は（ケ）区分しておき、これを洗濯するときは、その前に（コ）することが必要である。ただし、洗濯が（コ）の効果をもつ方法によってなされる場合においては、（コ）しなくてもよい。

(語群)

1 安全	2 助言	3 規模に応じた人数	4 溶剤
5 消毒	6 公共の福祉	7 他の洗濯物と	8 技能
9 政令	10 厚生労働省令	11 クリーニング師	12 社会
13 資質	14 取締役	15 一人以上	16 知識の習得
17 滅菌	18 営業者	19 用途に応じて	20 洗たく機

2 下記のクリーニング業及びクリーニング所に関する事項のうち、正しいものに○印、誤っているものに×印を解答欄に記入しなさい。

(5点×10問=50点)

- (1) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。
- (2) クリーニング所においては、苦情の申出先となるクリーニング所の名称、営業者及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布する。
- (3) クリーニング師は、その本籍又は氏名を変更したときは、一月以内に、免許証の訂正の申請を免許を与えた都道府県知事にしなければならない。
- (4) 営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- (5) クリーニング師試験に合格し、クリーニング師の免許を受けようとする者は、必要な書類を添えて、クリーニング師試験合格地の都道府県知事に一年以内に申請しなければならない。
- (6) 洗場については、床が、不燃性材料で築造されていなければならない。
- (7) 営業者は、クリーニング所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、構造設備がクリーニング業法第3条第2項又は第3項の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、クリーニング所を使用してはならない。
- (8) クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする者は、政令の定めるところにより、営業方法、従事者数その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。
- (9) クリーニング業法上の罰則規定による罰金額は最大10万円である。
- (10) クリーニング所は、洗濯物の処理及び衛生管理に支障のない広さ及び構造を有するものとし、住居及び他の営業の用に供する施設と区分しなければならない。

【公衆衛生に関する知識】

1 次の文章の（ ）の中に，下記の語群から正しい語句を選び，その番号を解答欄に記入しなさい。

(5点×8問=40点)

- (1) 日本国憲法第（ア）条には，「すべての国民は健康で（イ）的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は，すべての生活部面において社会福祉，社会保障及び公衆衛生の向上及び（ウ）に努めなければならない。」と定められている。
- (2)（エ）の洗濯物には微生物汚染があり，有機物も存在するため，時間経過とともに増殖する可能性がある。
- (3) 営業者は，（オ）従業員の健康管理に注意し，従業員が結核等の感染症にかかったときは，営業者はこの旨を（カ）に届出を行うとともに，当該従業員を作業に従事させないこととし，当該疾患が治癒した場合も同様に届出を行う必要がある。
- (4) 施設内は，採光・照明を十分にし，特に，受渡し場，しみ抜き場及び仕上げ場の作業面の照度は，（キ）Lux以上であることが望ましい。
- (5) 感染拡大の原因が主に（ク）である感染症については，「手洗い」が予防策として効果がある。

(語群)

1	9	2	13	3	25
4	100	5	200	6	300
7	保持	8	経口感染	9	市町村
10	常に	11	一部	12	文化
13	増進	14	週に一回	15	飛沫感染
16	社会	17	全て	18	管轄保健所

- 2 次のA群の感染症について、原因となるものをB群の中から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。同じ番号を複数回使用して構いません。
(5点×6問=30点)

【A群】

- (1) インフルエンザ
(2) 疥癬
(3) エボラ出血熱
(4) 伝染性膿痂疹 (とびひ)
(5) 結核
(6) マラリア

【B群】


- 1 原虫
2 寄生虫
3 ウイルス
4 細菌

- 3 次の文書のうち、正しいものに○印、誤っているものに×印を解答欄に記入しなさい。
(5点×6問=30点)

- (1) クリーニング師は、洗濯物の処理を行うクリーニング所に必ず設置され、公衆衛生及び洗濯処理に関する専門知識等を有する者であり、当該クリーニングの衛生管理を行う上での実質的な責任者である。
- (2) セレウス菌が形成する芽胞菌は熱やアルコールには耐性があるため、極端に抵抗力の弱い患者が使用する病院リネンにおいては特殊な処置により消毒する必要がある。
(P. 137)
- (3) 洗濯物の格納設備又は容器及び運搬・集配容器は、塩素剤又は界面活性剤等の水溶液を用いて浸漬又は清拭等により消毒するか、又はホルムアルデヒドガスにより消毒することが望ましい。
- (4) 製品としてのおむつの衛生基準で、一般細菌数は一枚当たり5万個以下であることとなっている。(貸しおむつの衛生確保について)
- (5) 水質汚濁防止法では、クリーニング所の洗濯業用の洗浄施設は、特定施設となり、自治体への届出、排水基準の遵守、測定と記録、事故時における届出などの義務がある。
- (6) クリーニング営業者は、営業施設ごとに自主管理体制を整備し、クリーニング師及びその他適当な者に点検管理を行わせなければならない。

【洗たく物の処理に関する知識】


1 次の洗濯絵表示について（ ）にあてはまるものを の中から正しいものをそれぞれ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。
 (5点×5問=25点)

(1)  ↓ 洗濯をする際の強さについての洗濯絵表示であるが、線が増えるごとに通常時の洗濯よりも（ ）洗うように表示されている。

1	強く
2	弱く

(2)  正しい洗濯絵表示は（ ）である。

1	ドライクリーニング
2	漂白
3	乾燥

(3)  正しい洗濯絵表示は（ ）である。

1	ドライクリーニング
2	漂白
3	乾燥

(4)  正しい洗濯絵表示は（ ）である。

1	ドライクリーニング
2	漂白
3	乾燥

(5) 「●」 「●●」 「●●●」
 → タンブル乾燥やアイロンの温度についての洗濯絵表示であるが、点が増えるごとに温度は（ ）。

1	高くなる
2	低くなる

2 次のA群と最も関係の深いものをB群から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。
 (5点×5問=25点)

【A群】

- | | |
|-----|-------|
| (1) | レーヨン |
| (2) | ナイロン |
| (3) | 絹 |
| (4) | 綿 |
| (5) | アセテート |

【B群】

- | | |
|---|-------|
| 1 | 動物繊維 |
| 2 | 合成繊維 |
| 3 | 再生繊維 |
| 4 | 植物繊維 |
| 5 | 半合成繊維 |

3 次の文章のうち正しいものに○印，誤っているものに×印を解答欄に記入しなさい。
(5点×5問=25点)

- (1) 生地に霧吹きで霧をかけると，水溶性のシミは生地よりもシミのほうが水分を早く吸収する。
- (2) シミ抜きの基本作用の1つである化学作用は，例えば，水に溶けない鉄サビ汚れを薬品を用いて，水溶性の鉄に変化させて除去する方法である。
- (3) 和服のクリーニングにおいて，洗いはできる限り短時間で行い，乾燥はハンガーに掛け，温度が60℃付近となるように立体乾燥で行う。
- (4) 溶剤の特性として，溶剤の比重が小さいほどたたき洗い効果が大きく，粘度，表面張力が小さいほど衣料に浸透しやすく，きれいに洗う性質がある。
- (5) 国内のドライクリーニング機の設置台数は平成16年から平成26年の間で減少傾向にあるが，テトラクロロエチレンを使用した台数は増加傾向にある。

4 次の文の()の中から正しいものを一つ選び，その番号を解答欄に記入しなさい。
(5点×5問=25点)

- (1) 油性のシミに使用するシミ抜き剤として，(①グリセリン ②アセトン ③漂白剤)がある。
- (2) ランドリー工程内の本洗いとして，洗剤の洗浄を助けるためにpH (①6～7 ②8～9 ③10～11) に保つようにアルカリ剤を加える。
- (3) 各繊維素材には，標準的な仕上げ温度があるが，「絹」の場合は(①120℃以下 ②130～140℃ ③150～160℃)である。
- (4) 一般的なドライクリーニングシステムとしてチャージシステムがある。注意点として，溶剤と被洗物をともに湿度(①60～65 ②70～75 ③80～85)%の範囲内で常に管理する必要があり，管理を怠ると衣料に悪影響を及ぼす原因となる。
- (5) 酸化漂白剤「過酸化水素」は，(①綿・麻 ②ポリエステル ③毛・絹)に対して，漂白効果が大きい。

平成29年11月12日

平成29年度鹿児島県クリーニング師学科試験 解答用紙

受験番号	
氏名	

1 衛生法規に関する知識

問1 (5点×10問=50点)									
(1)		(2)	(3)	(4)	(5)		(6)		
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
14	6	4	15	13	18	16	10	7	5

問2 (5点×10問=50点)									
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
○	×	×	○	×	×	○	×	×	×

【公衆衛生に関する知識】

問1 (5点×8問=40点)

(1)		(2)	(3)		(4)	(5)	
(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)
3	12	13	17	10	18	6	8

問2 (5点×6問=30点)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
3	2	3	4	4	1

問3 (5点×6問=30点)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
○	×	○	—	○	○

3 洗たく物の処理に関する知識

問1 (5点×5問=25点)				
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
2	2	1	3	1

問2 (5点×5問=25点)				
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
3	2	1	4	5

問3 (5点×5問=25点)				
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
○	○	×	×	×

問4 (5点×5問=25点)				
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
②	③	②	②	③